

秋田県立仁賀保高等学校
いじめ防止等のための基本方針

平成31年4月1日

1 基本方針策定にあたって

教育目標：校訓「自立・克己・友愛」の精神を培いながら、生徒と教職員の信頼関係を深め、生徒一人一人を心豊かに育み、その個性と能力を伸ばす。

これらを育成するに当たり、総合的な人間力を育てるキャリア教育を柱とする教育実践をとおして、本校で学ぶすべての生徒が思いやりの心をもち、いじめ、暴力、悪質な情報モラル違反のない居場所のある明るい学校を目指すため、ここに、本校「いじめ防止等のための基本方針」を定めることとする。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの定義：当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 (平成25年6月)

具体的ないじめの例：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

この定義を基に、全職員が「いじめはどの生徒にも、どこの学校にも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されないこと」を強く意識し、また「いじめられる生徒の側に立ち、最後まで守り抜く」姿勢を貫いて、本校の目標に謳われる生徒との信頼関係の中で、それぞれの役割と責任を果たしていくものである。

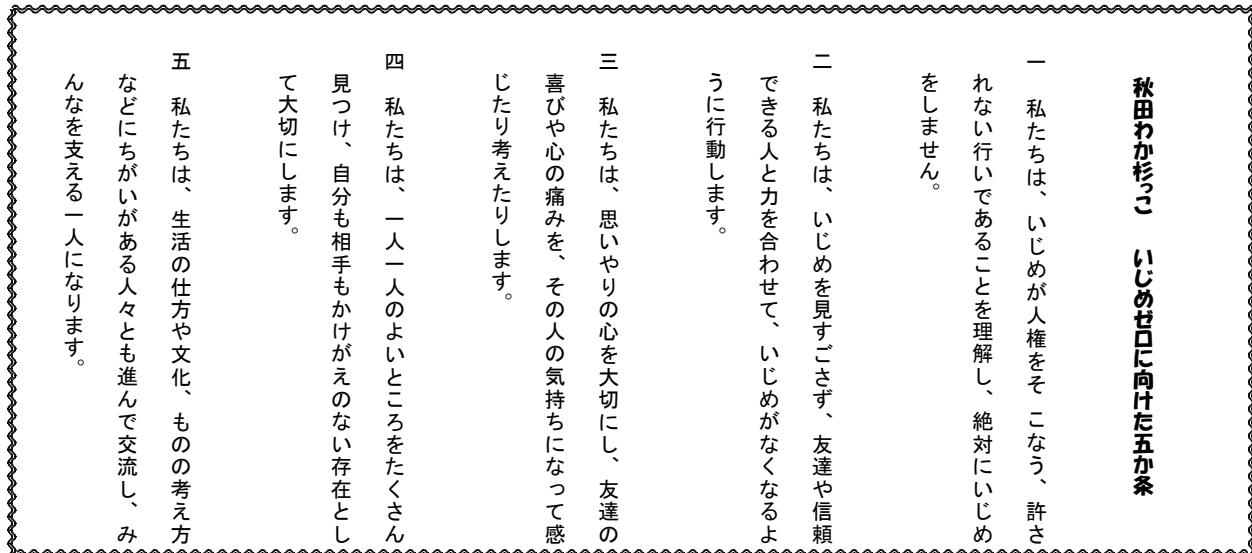
また、可能な限り「早期発見」「早期対応」に努め、保護者や地域関係機関等との密な連携により、解決に至らせることが基本とする。

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

- 1) この基本方針について、毎年度初めの職員会議において全体で確認することとし、生徒へは全校集会（学年集会）等で、また保護者へもPTA総会や学校HPを通じて示すものとする。
- 2) 授業やHRをはじめ、特別活動、各体験活動、全教育活動を通じての道徳教育及び情報モラル教育を通して生徒に「いのちの大切さ」について考えさせ、お互いを尊重し良好な人間関係を築くことができるよう配慮する。
- 3) 日ごろから担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭等の目で生徒をよく観察するとともに、いじめに関するアンケート調査を定期的（年2回以上）に実施して、状況の把握に努める。
- 4) 入学時に実施するSCによる1年生への講話や、定期的な面接週間、お悩み箱の設置等を通して、生徒、保護者が相談しやすい環境づくりに努め、SCとの面談の積極的な活用を推進する。また、生徒、保護者には外部の関係機関相談窓口の周知を徹底する。
- 5) いじめ防止対策推進法第22条の規程に基づき、管理職、生徒指導、教育相談担当、学年主任、養護教諭他からなるいじめ防止「対策委員会」を置く。
- 6) いじめの訴えがあった際には、速やかに秋田県教育委員会に報告する。次に

関係者間で直ちに確認を行い、対策委員会を中心に情報の共有と初期対応を組織的に行う。いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒を守り抜くことを前提に、いじめを行った生徒へ具体的に指導するとともに、双方の保護者に丁寧に説明して協力を得られるようにし、また感情的な争いが生じないよう適切な助言を行う。なお、いじめの解決後も双方の生徒に面談等を継続し、明るい学校生活を送ることができるよう支援する。

- 7) いじめの内容が犯罪行為と認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれのある場合は、警察と連携するなどして厳正に対応する。
- 8) 特別な支援を必要とする場合は校内特別支援教育委員会と連携し、SCの指導助言や、状況に応じてにかほ市子育て支援課、その他外部の専門機関の協力を得るなどの対応を図る。
- 9) 生徒会等を中心に、「いじめゼロに向けた五か条」などを基にして、生徒自らがいじめ防止に関して議論し、主体的な取り組みを行っていくことができるよう、適宜指導助言に努める。
- 10) いじめ防止に関する校内研修会等を実施し、校内体制の見直し改善を進め、具体的な対応について職員個々の技量を高められるようにする。



4 重大事態への対応

- 重大事態： 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

- 1) 重大事態と認められる場合も3の6と同様の対応をし、組織的かつ継続的に支援や指導を行う。また第2号「相当の期間」については、年間30日を目安（H29年3月文部科学省「いじめ防止等ための基本的な方針」）とするが、当該生徒の状況により適切に判断する。また不登校の初期段階から丁寧な対応をする。
- 2) 学校が調査の主体になることが学校としての教育活動に支障を及ぼすおそれのある場合等には、県教育委員会が設置する組織に協力し解決に向けて対応する。また、調査の経過及び結果等を適切に記録し、調査によって明らかになった事実関係等の情報管理には万全を期するものとする。